

## 地球温暖化対策に関する連合の見解について

日本労働組合総連合会  
副事務局長 逢見直人

連合は、現在、政府で検討中の「地球温暖化対策基本法案（仮称）」について、日本がグリーンかつ持続可能な社会へと転換し、成長戦略の下に産業の発展・拡大、雇用の安定・創出と「公正な移行」を実現させるとの観点が必要であると考えます。

この考えにもとづき、連合は、地球温暖化対策に関する各種の対策・施策は情報を広く開示し、国民各界各層が参画した議論による合意形成「社会対話」を通じて策定すべきであり、本法案は地球温暖化対策に関する基本的理念を掲げた「基本法・理念法」として制定すべきであると考えます。

また、本法案における個別の課題・論点については、以下の通り取りまとめ、今後の法案対応を行っていくこととする。

### 1. 総論

- (1) 地球温暖化対策は雇用対策と一体的に推進すべきである。地球温暖化対策が雇用問題に直結しないよう、雇用の安定はもとより、①産業・雇用の「創出」を基本とした、産業ごとにおける国際競争条件の公平性の確保、②地球温暖化対策に伴う産業構造の転換などによる産業・雇用の「喪失」への対策、③雇用の「喪失」と「創出」をつなぐ「移行」（労働者に対する教育・訓練の実施や住宅の提供、革新的技術の研究開発や普及拡大への投資など）への対策を行うべきである。
- (2) 地球温暖化対策は国民の理解と合意を前提に、国民・産業を含めた日本全体で取り組むべき課題であることから、本法案の内容と検討の過程、施策の内容や経済・雇用への影響、国民・企業への負担などについて、情報を広く開示し、国民各界各層が参画した議論による合意形成「社会対話」が必要不可欠である。
- (3) 地球温暖化対策は世界共通の課題である。一方で世界全体の温室効果ガス排出量に占める日本の割合は約4%であり、日本のみが意欲的な排出削減を実現しても地球全体への効果は少ない。従って、地球全体での排出削減を実現するためには、すべての主要排出国による公平かつ実効性ある国際的枠組を構築し、その枠組の下で責任ある対策を実施することが不可欠であり、このことを本法案において明記すべきである。
- (4) 2009年のCOP15で留意するとされた「コペンハーゲン合意」は京都議定書に参加していない米国・中国などの主要排出国の国際的枠組への参加を担保したものであり、地球全体での排出削減の観点から、今後は「コペンハーゲン合意」を重視していくことが適当である。

### 2. 各論

#### (1) 「中期目標」について

- ・日本の温室効果ガス排出削減「中期目標」（2020年までに1990年比で25%削減）については、政府がUNFCCC（国連気候変動枠組条約）事務局に提出した前提条件（「すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及

び意欲的な目標の合意を前提とする)を文言・内容ともに堅持すべきである。

- ・目標達成のため、森林吸収源や今後の国際交渉で検討される新たなルールも活用できるように規定すべきである。
- ・民間企業によるクリーンな技術や製品の提供などを通じた世界全体の排出量削減への貢献について、幅広くかつ柔軟に削減努力として認めるよう規定すべきである。

## (2) 「長期目標」について

- ・日本の温室効果ガス排出削減「長期目標」(2050年までに1990年比で80%削減)については、2009年に開催されたG8ラクイラ・サミットにおける首脳宣言を踏まえ、2050年までの世界全体での排出量半減にすべての国が合意することを前提条件とすることが必要である。

## (3) 「基本的施策」について

- ・排出削減に向けた「あらゆる政策を総動員」については、むしろ有効な対策・施策の組み合わせによる相乗効果の発揮(ポリシーミックス)を基本にすべきである。その際、それぞれの対策・施策の内容・効果を吟味するため、国民各界各層が加わっての開かれた議論が必要である。
- ・国内排出量取引制度、地球温暖化対策のための税、全量買取方式の固定価格買取制度などの基本的施策については、地球温暖化対策に向け、「ポリシーミックス」の観点から、それぞれの役割や位置付けなどに関する今後の国民的な議論と合意形成を経た上で、導入の可否も含めた制度のあり方を決定することが不可欠である。
- ・とりわけ、国内排出量取引制度については、2008年度より開始した「国内排出量取引制度の国内統合市場の試行的実施」の結果などを検証した上で、懸念される問題(マネーゲームやカーボン・リーケージの回避)や留意すべき論点(適用対象や公平・公正な排出枠の設定、国際競争力への配慮)などを踏まえ、導入の可否も含めた制度のあり方を今後に向けて検討すべきであり、「基本法」において今後の検討内容を予断させるような規定は避けるべきである。

## (4) 「地球温暖化の防止等に資する新たな産業の創出」について

- ・地球温暖化対策が産業にもたらすプラスの側面に加え、産業・雇用の空洞化や海外流出・喪失など、地球温暖化対策が産業にもたらすマイナスの側面も考慮した施策を合わせて検討することが必要である。

## (5) 民生部門における排出削減の推進について

- ・産業部門での排出量が減少している一方で、大幅に増大している家庭・オフィスなど民生部門での対策における国の役割、事業者など各主体の役割についても規定すべきである。

## (6) エネルギー基本計画について

- ・本法案の策定に際しては、排出量削減に関する基本計画に加えて、省エネルギー・再生可能エネルギーの推進や原子力発電への対応、目標達成に向けた抜本的なエネルギー需給構造改革やエネルギー構成のあり方を含めたエネルギー基本計画などを一体のものとして検討すべきである。

## (7) ロードマップの策定について

- ・本法案にもとづく具体的な対策・施策の全体像の他、目標達成のための工程表(ロードマップ)についても、本法案の策定と同様、情報を広く開示し、国民各界各層が参画した議論による合意形成「社会対話」が必要不可欠である。

以上